

「都市計画法第34条第2号」の運用基準

平成15年	4月	1日	施行
平成18年	4月	1日	改正
令和3年	4月	1日	改正

市街化調整区域内における観光資源の有効な利用上必要な建築物に係る開発行為等に関する「都市計画法第34条第2号」の規定の運用基準は、申請の内容が次の各項に該当するものであることとする。

- 1 利用対象となる観光資源が温泉又は神社、仏閣若しくは史跡等で多数人が集中する等観光価値を有するものであること。
- 2 申請建築物が当該観光資源の鑑賞のため直接必要な施設（展望台等）、観光価値を維持するために必要な施設、宿泊又は休憩施設その他これらに類する施設であること。
- 3 申請建築物が第3次 相模原市観光振興計画（R2～R9）に基づき定められた「取扱基準」に適合するものであること。なお、ここでいう「取扱基準」とは、市長が観光資源の有効な利用上必要がある場合に、次の事項について定めた基準をいう。
 - （1）観光資源の内容
 - （2）観光振興計画を推進するため必要な建築物の用途
 - （3）前号の建築物の建築を必要とする区域
- 4 申請建築物が周辺の自然環境と調和するものであること。
- 5 当該土地が農地であるときは、農地転用の許可を受けられるものであること。